守谷市不育症治療費助成事業のご案内

「不育症」の検査や治療受けた方に、費用の一部を助成します。

対象となる治療等	保険適用外の不育症検査および治療に要した費用 ※ 保険医療機関が実施した、一連の検査・治療に限ります ※ 入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の不育症治療等に直接関係のない費用は対象外です
対象者	次のすべての要件に該当するご夫婦 （事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含みます） ① 流産または死産の既往が合わせて２回以上あり、不育症検査または治療を受けた方 ② 検査や治療を終了した日の１年前から申請日まで、夫婦のいずれかが守谷市の住民基本台帳に引き続き登録されていること ③ 医療保険各法に規定する被保険者、組合員もしくは加入者またはその被扶養者であること ④ 市税の滞納がないこと ⑤ 他の市区町村で類似の助成金等の交付を受けていないこと ⑥ 茨城県が実施する不育症検査費助成事業の対象となる検査を受けた場合は、県助成事業の交付決定を受けていること
助成額	１回あたり５万円を限度に、対象者一組につき６回まで ※ 助成対象費用が５万円に満たないときは、当該不育症治療等に要した費用の額とします ※ また、茨城県が助成する不育症検査を受けた場合は、県から受けた助成額を控除した額が助成対象額費用となります
助成対象治療期間	１回の助成対象となる治療期間は、次のいずれかです。 ① 検査・治療の開始日から出産（流産または死産を含む）した日 ② 医師の判断により治療等が終了した日 ③ 治療等の開始日から起算して２年を経過した日の属する月の末日
申請期間	治療終了日の属する年度中に申請（土、日、祝日、年末年始を除く）

【お問い合わせ・申請窓口】
守谷市保健センター内おやこ保健課
電話：0297-48-6000（音声案内３）

申請に必要な書類	備考
① 守谷市不育症治療費助成金交付申請書兼請求書	守谷市ホームページからダウンロードするか、保健センター窓口にあります
② 守谷市不育症治療費医療機関受診証明書	
③ 夫婦の住所及び夫婦であることを証する書類※1	守谷市の保有する情報で確認できる場合は省略できます※
④ 県助成事業の対象検査を含む不育症治療等について助成金の交付を申請する場合は、以下の書類 (1)「茨城県不育症検査費助成事業受診等証明書」の写し (2)「茨城県不育症検査費補助金交付決定及び額の確定通知書」の写し	(1)は、県に提出する前にコピーを取っておいてください
⑤ 医療機関が発行する 領収書と診療報酬明細書の写し	院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書の写しもご用意ください
⑥ 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面のいずれかの写し ＊受診者分	現在お持ちの保険証は、最大令和7年12月1日まで利用可能です。（令和7年12月1日より前に有効期限が切れる場合や、転職等で保険者が変更になる場合はその日まで有効）
⑦ 本市に在住する者に市税の滞納がないことを証する書類	守谷市の保有する情報で確認できる場合は省略できます※
⑧ 振込口座のわかるもの	通帳・カード等
⑨ 印鑑	スタンプ式印は不可

※1 本籍及び住民票が守谷市にない方は、婚姻を確認するため、戸籍謄本が必要になります。
また、事実上の婚姻関係にある方は、別途書類が必要になりますので、詳細は保健センター内おやこ保健課までお問合せください。